

盛岡市都市景観賞の選考基準の検討について

岩手大学 学生員 ○水出 佳奈
 岩手大学 正員 安藤 昭
 岩手大学 正員 佐々木栄洋

1.はじめに

盛岡は、河川や緑などの自然環境と歴史的街並みが共存する豊かな風景をもつ都市である。昭和40年代から景観誘導に関する取り組みが活発化し、様々な施策により景観形成が図られている。その一つに「盛岡市都市景観賞」という表彰制度があり、昭和59年の創設から19年間で、建築物をはじめ街並みや工作物、緑の空間など133件が表彰されている。

この表彰制度は、都市景観の形成と市民意識の高揚を図ることを目的としており、多くの市民の関心と共感を得ることのできる優れた景観を創出するものが、厳選されて表彰されることが望まれる。それには、応募された作品の選考過程において、選考委員が客観的に審査することのできる明確な選考基準と、確立された審査プロセスが重要な役割を担うものとなる。

本研究はこの選考基準に着目し、盛岡市都市景観賞の選考基準と全国の選考基準を比較することで盛岡市の選考基準の特徴を明らかにし、選考基準の検討の手掛かりをつかむことを目的としたものである。なお、建築物を表彰対象とする賞(部門)についての選考基準を研究対象とした。

2. 盛岡市都市景観建築賞の選考基準

盛岡市都市景観建築賞は、「都市景観形成ガイドラインを選考基準とする」と設定されている。

昭和59年に制定、平成7年に改定されたこの都市景観形成ガイドラインは、都市景観に関わる建築景観誘導指針であり、地区の制定と同時に各地区での

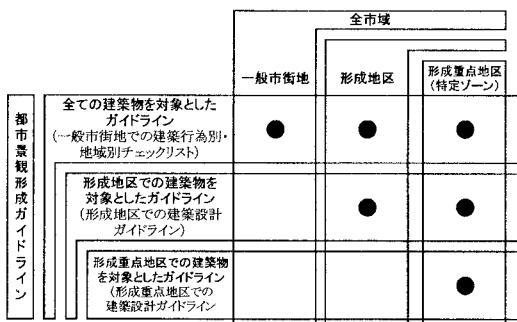


図1 ガイドラインと地区的相互関係

チェックリストやガイドラインが設定されている。これを図1に示す。形成地区・形成重点地区は、表1に挙げる7地区から構成されている。

表1 形成地区・形成重点地区の分類

地区名
1 河川景観軸
2 街路景観軸
3 近郊自然景観地
4 歴史景観地
5 町すじ
6 町かど
7 橋のたもと

表2 一般市街地での建築設計チェックリスト項目

一般ビル	住宅
1 配置	配置
2 規模	正面性
3 正面性	屋根
4 外壁	外壁
5 屋上工作物	境界部
6 境界部	維持管理
7 維持管理	

形成重点地区内の応募物件を例に挙げると、オーバーレイ方式により一般市街地のチェックリスト(一般ビル・住宅別)、該当する形成地区のガイドライン、該当する形成重点地区的ガイドラインが選考基準となる。中でも一般市街地チェックリストは全市域の建築物に対応するものであり、表2に挙げるその内容は全応募物件の選考の観点となるものである。

3. 全国の都市景観賞の選考基準調査

盛岡市都市景観賞との比較のため、盛岡市と同じく城下町起源で県庁所在地の33都市のうち、都市景観賞又は同等の表彰制度を実施している23都市(東京を除く)を対象とした。回答のあった19都市のうち、選考基準を設定しているのは13都市であった。そのうち、選考基準の設定はないが選考時に実質的に基準となるものがある2都市を含むこととする。詳しい内訳を図2に示す。選考基準を設定していない6都市は、「設定が困難なため」「基準による審査が困難なため」という理由であった。

部門賞を設定している都市のうち、選考基準は全部門共通の都市が大部分であったが、盛岡市をこの図に当てはめると着色した部分「各賞の基準」に位置し、これは盛岡市の特徴の一つである。

2 部門賞なし (10.5%)		
13 選考基準有り (68.4%)	11 部門賞など複数の賞を設置 (57.9%)	9 全部門賞共通の基準 (47.4%)
		2 (10.5%) 各賞の基準
6 選考基準無し (31.6%)		

図2 選考基準の設定状況

4. 全国の選考基準類型化の方法と結果

選考基準の文体はすべての都市で箇条書きであり、半数以上の都市で「(1)～を評価する」という評価する際の観点を示す文と、これに付属する「①～するもの」という具体的な評価内容を示す文から構成されている。全都市の選考基準文をこの2種類に当てはめ類型化をすすめた。その手順は以下の通りである。

なお、基準文のうち建築物を対象としないもの、住宅のみを対象とするものは除いた。

＜手順1＞ まず、全都市の選考基準形態を統一する。選考基準が①②…のみの項目で構成されている都市の場合、基準文全体を評価観点(1)(2)…(X)と具体的評価内容①②…⑩のどちらか、文意の相当する方に統一して位置付ける。

＜手順2＞ 評価観点(X)のみに注目し、同じ内容のものをまとめる。具体的評価内容⑩が付属しているときは、切り離さずまとめて扱う。こうしてできた大分類に名前をつける。

＜手順3＞ (X)に付属しない⑩を、当てはまる大分類に所属させていく。

＜手順4＞ (X)の大分類ごとのすべての⑩に注目し、文中から評価内容を「〇〇を△△するもの」の共通の形式に要約・整形し、抽出する。

(例) 街並みに配慮し、優れた都市景観を創造するもの → キーワード 〇〇 を △△するもの 街並み を 配慮する 優れた都市景観 を 創造する

ここで、〇〇は選考基準におけるキーワードである。多く抽出されたキーワードを中心に、評価観点に対応する選考基準文を作る。

表3 全国の選考基準の類型化

評価観点	都市数採用率X	選考基準 (キーワードからのまとめ)	具体的評価内容 キーワード数 キーワード 〇〇
1 建物単体のデザイン	6 46.2	○優れた形態・色彩・材料で地域の景観をリードしているもの	5箇所 / 4形態 / 4色彩 / 3デザイン / 3材料 / 3地域の景観 / 創造性 / 独創性 / 技術 / 建築物としての価値 /
2 美しい街並みの創出	8 61.5	○周辺の景観に調和する色彩・造形で、美しい街並みを創出しているもの ○住民の創意工夫や総合的な計画により、街づくりのモデルとなるもの	4色彩と周辺景観との調和 / 3造形と周辺環境の調和 / 3総合的な計画による魅力的な都市空間 / 3優れた都市景観 / 2新しい都市空間 / 2つのモデル / 2文化的な環境 / 2芸術的環境 / 2住民の創意工夫による優れた都市景観 / 2街づくりのモデル / 2街並み 都市景観に調和するデザイン / 街間の景観 / 空間と周辺の街並みの調和 /
3 周辺環境との調和	7 53.8	○周辺の自然・歴史的風土や近隣建築物との調和が優れているもの	3地形との調和 / 3歴史的な周辺の街並みとの調和 / 3まちなみ / 2自然の風土との調和 / 2伝統的な周辺の街並みとの調和 / 2自然景観との調和 / 自然 / 自然環境 / 歴史的風土 / 緑化 / 修復 / 周辺の景観要素との調和 / 近隣の建物との調和 /
4 都市環境の整備	5 38.5	○緑地や広場などを配置し、うるおいをもつた街並みを創出しているもの	4緑地 / 3広場 / 3まちなみ / 2オープンスペース / 2公共空間との接点 / 緑水 / 優れた都市景観 / 地域に親しみ / めでたわる街並み /
5 地域社会への配慮	7 53.8	○人にやさしいデザインやオープンスペースの有効活用など、市民との共存に配慮しているもの ○地域の文化性や市民のわがまち意識を高めているもの	3オープンスペース / 2地域の文化性 / 人にやさしいデザイン / コニバーサルデザイン / 人へのやさしさ / 高齢者等の福祉 / 市民のわがまち意識(親しみ、愛着、誇り) / 緑地 / 広場 / 市民の好感 / 地域景観 / 地域のシンボル / 地域の個性 /
6 歴史・文化への配慮	6 46.2	○歴史的文化的景観を保持・創造しているもの	2歴史的街並み景観 / 伝統的な雰囲気 / 文化的景観 / 藝術的景観 / 歴史的風土 / 文化性 /
7 地域の個性	4 30.8	○歴史・伝統や自然環境など地域の個性を創出しているもの	2歴史 / 2伝統 / 2自然環境要素 / 周辺の景観への調和 / 伝統的なデザイン / 伝統的雰囲気 / 材料 / 色彩 / 地域の個性と魅力あふれた新しい都市景観 /
8 景観事業への貢献	2 15.4	○景観事業に基づく街づくりに貢献しているもの	街づくりを誇示する役割 / 都市景観事業における主要な構成要素 / 街並み整備誘導指針に基づく街並み整備 / 景観に関する条例に基づくまちづくり /
9 地域景観のリード	4 30.8	○総合的に地域のシンボルとなり、地域景観を創出していくもの	3地域のシンボル / 2地域の街並み景観の形成 / 緑地 / 広場 / オープンスペース / 文化的環境 / 藝術的環境 / 敷地 / 優れた景観 / その他の / 市民の誇り /
10 その他	4 30.8	○その他、賞の趣旨に沿う優れた都市景観を創出しているもの	その他優れた都市景観 /
11 総合的評価	3 23.1	○都市景観と市民意識を向上させる優れたもの	影響 / 市民の誇り / 街づくり /

この手順に従い類型化した結果、評価観点は11分類され、選考基準は合計13文にまとめられた。これを表3に示す。「4. 都市環境の整備」は建物から周辺への作用を、「5. 地域社会への配慮」は建物と地域全体の相互作用を観点としている。

全国的に、地域に存在するものとして、周辺環境や市民との関わり、位置付け、役割を重視し、景観のみならず街づくりを意識した選考基準となっていることが判った。

5. まとめ

今回の調査で、盛岡市のように景観形成に関して建築物を誘導する視点から審査している都市ではなく、盛岡市の選考基準はかなり特異性の強いものであることが判った。

他都市の選考基準文は、建築物の細部の様子についての基準ではなく、それぞれ抽象的な表現であるため選考の際に主観が入りやすいとも考えられる。

これに対し盛岡市は、選考基準内容が専門的ではあるが、具体的、客観的審査のための選考の観点は明確である。さらに、特色ある地区ごとの選考基準があり、市域全体の計画的な都市景観形成に配慮されている。

このような特徴が選考理由に生かされているか、今後作品評価文からの検証が必要である。

【参考文献】中岡良司・今尚之・佐藤馨一・五十嵐日出夫(1995)：
「アンケート調査における文章回答の統計処理に関する研究」
土木計画学研究講演集 No. 17, pp. 101 - 104